

令和7年 第7回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年7月30日(水) 午後1時55分～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	8 番	永山 明美		
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎
	11 番	下之門 信洋		
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博
	14 番	桑代 純一		
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	17 番	池田 慎		
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎

4. 欠席委員(1人)

3 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第42号 農地法第3条許可の取消について
- 日 程 第 6 議案第43号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第44号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第45号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 9 議案第46号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 10 議案第47号 地域計画変更(案)に対する意見決定について
- 日 程 第 11 議案第48号 非農地証明願について
- 日 程 第 12
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 1 時 55 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、松永委員になりますのでよろしくお願いいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 7 年第 7 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思います。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、17 番池田委員、18 番梶山委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 7 月 30 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 資料2の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長 説明致します。3からでございます。
農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が59件ございました。

貸人は埼玉県〇〇町の〇〇〇〇さん、借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの8件、借人主導によるもの51件です。地目の内訳は、田8筆6,479㎡、畑176筆236,799㎡、山林等（現況畑）13筆26,269㎡の合計197筆269,547㎡で、潁娃地域28件、知覧地域19件、川辺地域12件です。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、資料9の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 説明致します。資料は10からです。

今回は、新規認定2件、再認定8件です。新規認定の内訳としましては、潁娃地域1件、知覧地域1件で、営農類型としましては、露地野菜の専業と茶の専業であります。

再認定の内訳としましては、潁娃地域3件、知覧地域5件で、営農類型としましては、茶専業4件、露地野菜の複合経営3件、畜産専業が1件であります。

以上で説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、資料15の日程第5 議案第42号「農地法第3条許可の取消について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

農 地 係 説明いたします。

資料16の農地法第3条の取消し1件でございます。

申請人のうち譲渡人は大阪府〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

こちらにつきましては、令和6年度に第3条の許可を受けましたが、許可日以後、地番及び地積が変更となったため許可取り消しを行うものです。

新たに提出された3条許可申請については、審議番号1にてご審議いただく予定です。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第42号「農地法第3条許可の取消について」は、申請どおり取り消すことに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第42号に係る案件については、申請どおり取り消すことに決定いたします。

議 長

次に、資料18の日程第6 議案第43号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係

説明いたします。19の3から24の3条所有権移転9件でございます。

譲渡人は大阪府〇〇市の〇〇〇〇さんで、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田8筆3,572㎡、畑10筆10,854.24㎡、ほか2筆72.49㎡の合計20筆14,498.73㎡です。申請理由につきましては、規模拡大5件、相手方の要望3件、自家菜園開始1件です。

10a当たりの取引価格につきましては、畑が76千円から10,000千円程度です。10a当たりの取引価格の平均につきましては、1,873千円でございます。

審議番号6の10a当たり10,000千円の農地につきましては、取引価格が高額なため、耕作する旨を代理人の行政書士へ確認しております。また、「営農計画書」及び「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」を添付しております。

地域別では、潁娃地域2件、知覧地域3件、川辺地域4件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

只今、説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 43 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、資料 25 頁の日程第 7 議案第 44 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。永山委員をお願いします。

8 番委員 報告いたします。

26 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 27 頁から 30 頁になります。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 340 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で〇〇を営む〇〇であり、申請地に農地法の許可を得ず農家住宅を建築したため、追認で農地法の許可を得ようとするものです。

申請地の北側は畑に、西側は雑種地に、南側は畑（現況宅地）に、東側は里道に接しています。

現状のまま利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させています。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流しています。日照・通風等については、建物の高さを加減しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、審議番号 2 番を大坪委員をお願いします。

13 番委員 報告いたします。

26 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 31 頁から 35 頁になります。

申請人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑ほか 1 筆の合計 889 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、隣接地で〇〇を営んでいる〇〇であり、社員駐車場について、申請地の東側に隣接する工場敷地内では不足したことから、申請地を社員駐車場として整地し、使用していたため追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側は畑及び田に、東側・南側は水路に、西側は宅地に接しています。

現状のまま利用し、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させています。日照・通風等については、駐車場として利用しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農地法第4条及び第5条に係る転用許可申請については、一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分としては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

なお、手続きを経ずに農家住宅として使用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、審議番号2番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、手続きを経ずに駐車場として使用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第44号「農地法第4条許可申請に対する許可について」は、審議番号1番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、審議番号2番については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第44号については、審議番号1番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、資料36ページの日程第8 議案第45号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。永山委員をお願いします。

8番委員 報告いたします。

37ページの審議番号1番です。関連資料は41ページから44ページになります。

譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 306 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で〇〇を営む〇〇であり、申請地に農地法の許可を得ず農家住宅及び車庫、物置を建築したため、追認で農地法の許可を得ようとするものです。

申請地の北側は宅地に、西側は雑種地に、南側は市道に、東側は里道に接しています。

現状のまま利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させています。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流しています。日照・通風等については、建物の高さを加減しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、38 ㊦の審議番号 2 番です。関連資料は 45 ㊦から 50 ㊦になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人は、同じく知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 ほか 2 筆の合計 3,347 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で〇〇を営む〇〇であり、申請地のうち〇〇〇, 〇〇〇番地に農地法の許可を得ず〇〇〇及び〇〇〇を整備し使用していたため、追認で農地法の許可を得ようとするものです。

また、申請地のうち〇〇〇番地に、職員用休憩所として、〇〇〇を設置するものです。申請地のうち〇〇〇, 〇〇〇番地の北側は宅地及び畑に、西側は原野及び宅地に、南側は宅地に、東側は畑及び市道に接しています。

申請地のうち〇〇〇番地の北側は市道に、西側・南側は里道に、東側は宅地に接しています。

申請地のうち〇〇〇, 〇〇〇番地については、現状のまま利用しているので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させています。

申請地のうち〇〇〇番地については、最高 1.3m 程度の切土を行い、よう壁を設置するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させます。

日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
13 番委員

次に、審議番号 3 番から 5 番まで大坪委員お願いします。

報告いたします。

39 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 51 ㊦から 54 ㊦になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇, 〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 ほか 1 筆の合計 364 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する個人で、借家が手狭なため、申請地に一般住宅を建設するものです。申請地の北側は畑及び市道に、西側は市道に、南側は市道及び畑に、東側は市道に接しています。

現状のまま利用し、よう壁を設置するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させます。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、39 頁の審議番号 4 番です。関連資料は 55 頁から 59 頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部の畑 580 m²のうち 290 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の借家に居住する夫婦で、借家が手狭なため、申請地に一般住宅を建設するものです。申請地の北側・東側は宅地に、南側は畑に、西側は市道に接しています。

現状のまま利用し、土留め工事を行うので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させます。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、40 頁の審議番号 5 番です。関連資料は 60 頁から 64 頁になります。

譲受人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇です。譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 ほか 3 筆の合計 1,594 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、隣接地で〇〇を営んでいる〇〇であり、社員駐車場について、申請地の東側に隣接する工場敷地内に駐車していますが、輸送車両の通行に支障が生じているため、申請地を社員駐車場として整備するものです。

申請地の北側は市道及び宅地に、東側は水路に、南側は雑種地に、西側は市道に接しています。

現状のまま利用し、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、駐車場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

資料の訂正をお願いします。資料 38 頁の施設面積 577.32 m²へ、申請地で〇〇を〇〇に訂正願います。

審議番号 1 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の北側隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

なお、手続きを経ずに農家住宅、車庫・物置として使用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、審議番号 2 番、5 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、2 番については、手続きを経ずに〇〇〇、〇〇〇として使用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

また、2 番については、転用面積が 3,000 m²を超えるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、審議番号 3 番、4 番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 45 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、審議番号 1 番、2 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の 3 件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 45 号については、審議番号 1 番、2 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の 3 件については申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、資料 65 頁の日程第 9 議案第 46 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農 地 係 説明します。

資料は 66 頁からになります。今回の契約開始は令和 7 年 10 月 1 日開始

分となっています。

利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、南さつま市の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田 216 筆 206,770 m²、畑 235 筆 412,524 m²の合計 451 筆 619,294 m²で、顚娃地域 142 件、知覧地域 75 件、川辺地域 234 件となっております。

令和 6 年度をもって、基盤法による新たな農地の貸し借りが終了となり、この農地バンクによる貸し借りに 1 本化されました。なお、今回の 10 月 1 日開始分 451 筆のうち、内訳として、新規分が 51 筆、前回は基盤法での貸し借りだった分が 146 筆、前回は農地バンクでの貸し借りだった分が 254 筆として備考及び 82 頁に表示してあります。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が 102 番から 118 番、〇〇委員が 410 番から 413 番、〇〇委員が 443 番から 448 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 46 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 46 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 それでは、関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第46号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり
適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第46号のうち、議事参与の制限に該当する案件については
申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可
いたします。
(入室)

議長 関係委員に報告いたします。
議案第46号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり
適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料83の日程第10 議案第47号「地域計画変更(案)に対す
る意見決定について」を議題とします。
事務局に提案説明を求めます。

農政係長 説明します。
資料は84からになります。
今回の計画変更につきましては、穎娃地域の6工区地区で畜舎の編入、対象農地
の編入漏れによる増加、住宅内の農地や連坦していない飛地の削除による増減であ
ります。
面積の増減につきましては、85の概要書のとおりであります。
他の地区についても同様に、現在、畜舎の編入や所有者・耕作者情報の更新を図
り、見直しを行っているを確認しております。
以上で説明を終わります。

議長 只今、説明のありました案件について、審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第47号「地域計画変更(案)について」は、申請理由からしてやむ
を得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第47号については、申請どおり適当意見とすることに決定
いたします。

議長 次に、資料95の日程第11 議案第48号「非農地証明願について」を議題
といたします。現地調査員の報告を求めます。宮原委員お願いします。

19番委員 報告いたします。
96の審議番号1番です。関連資料は99から101になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 ほか1筆の合計1,370 m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、申請人が茶畑として耕作していましたが、高齢になり管理が難しくなったため知人に管理してもらっていました。ただ、令和2年頃から知人も管理できなくなり、竹が繁茂し、周辺も山林であり、管理も困難な状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、96 ㊦の審議番号2番です。関連資料は102 ㊦から104 ㊦になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 ほか1筆の合計4,835 m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、平成2年頃まで申請人本人がさつまいもを耕作していましたが、その後、耕作しなくなったことにより、ごみを捨てられることがあって、知人からケヤキ、タブなどの植樹を勧められて植えることにし、現在はケヤキ、タブが繁茂している状態です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、97 ㊦の審議番号3番です。関連資料は105 ㊦から107 ㊦になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑537 m²で、〇〇に位置します。

申請地は、平成28年の相続時にはすでに山林化していました。申請人の母が平成2年に取得したときには、母は70歳を超えており耕作が困難な状況でした。申請人は鹿児島市に在住で継続的な耕作は困難で、代わりに耕作・管理してくれる親族・知人もおらず、現在は雑木が繁茂している状態です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、97 ㊦の審議番号4番です。関連資料は108 ㊦から110 ㊦になります。

申請人は、千葉県〇〇市の〇〇〇〇さん外6名です。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑766 m²で〇〇に位置します。

申請地は昭和43年から3度にわたり相続が発生しましたが、相続人全員が県外に居住しており、継続的な耕作は困難で、代わりに耕作・管理してくれる親族・知人もおらず、現在は雑木が繁茂している状態です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 13 番委員 次に、大坪委員お願いします。
報告いたします。
98 分の審議番号 5 番です。関連資料は 111 分から 113 分になります。
申請人は、埼玉県〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 682 ㎡で〇〇自治会近くに位置します。
申請地は農地として管理できずに平成 26 年頃にクヌギを植林したもので、現在はクヌギが繁茂している状態です。
農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議長 農地係 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。
補足説明いたします。
非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。
以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 48 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第 48 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議長 次に、日程第 11「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

議長 「南日本新聞記事 知事との対話」、「7 月 11 日全国農業新聞記事」の資料について説明
その他に委員からありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。
まちづくり推進課より「南九州市地域コミュニティ推進計画策定委員会委員」1 名の推薦依頼がありました。事務局案としましては、〇〇委員にお願いしたいと考えております。
ご審議方よろしく願います。

議 長 只今、事務局より提案がありました「南九州市地域コミュニティ推進計画
策定委員会委員」については、〇〇委員を推薦することによろしいでしょ
うか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、〇〇委員を推薦することに決定いたします。

事務局長 今後の日程について連絡

議 長 その他にありませんか。

農政係長 農作業安全について「熱中症予防・対策」, 「農作業機械」のチラシについて説
明

農 地 係 今後の中間管理事業に係る事務について説明

議 長 その他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は
終了いたしました。
これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和7年第7回南九州市農業委員会
総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後2時55分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 17 番 _____

会議録署名委員 18 番 _____